

第6号

平成13年1月15日

津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町

## 合併協議会だより

発行 津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会 会長 小西 俊雄

編集 津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会事務局



完成となった新市の当面の庁舎となる志度町庁舎風景

「さぬき市」に続く町、字の名称が決定  
全協定項目48のうち34項目を確認

第9回「津田町・大川町・

志度町・寒川町・長尾町合

併協議会」を昨年12月25日、

このほど新しく建設され

た志度町役場大会議室で

開催し、継続協議となつて

いた保健衛生の取扱いや

町、字の区域及び名称の

取扱いのほか、事務機構

及び組織の取扱いなど

について協議しました。

現在までに、合併協定

項目として定められてい

た48項目のうち、43項目

が合併協議会上程され、

その中で34項目が既に確

認をいただいています。

以下、昨年11月27日に

長尾町農業者トレーニン

グセンターにおいて開催

された「第8回合併協議

会」での協議事項等と併

せ、今回の「第9回合併

協議会」で協議、確認さ

れた項目について、その概

要をお知らせします。

第8回

合併協議会の結果

新市では全域で

CATVが整備されます

都市計画区域は

現在のまま新市に

引き継がれます

これまで、継続協議となつて

いた協定項目の保健衛生の取扱い

及び町、字の区域及び名称の取

扱いのほか、広聴広報の取扱い等、

6件を協議。さらに、次回の協議

会で協議される自治会・行政連

絡機構の取扱いなど4件を提案

しました。

また、事務局より合併に関す

る経過報告として、分科会及び

専門部会等の開催状況、視察現

況及び合併協議会の傍聴状況

について、紹介が行われました。

次に、香川県市町振興課谷野課

長から恒例となっている香川県

内における合併に関する最近の

動きについて、詳細な説明が行

われました。

【協議事項】

○協議第17号

保健衛生の取扱いについて(繼

続協議)

保健衛生の取扱いに関する事

項の内、継続協議となつていた火

葬業務での火葬炉使用料につい

ては、前回に引き続き大川中部

開発組合及び三木・長尾葬育組

合における慎重な審議が必要

との意見が出され、継続協議と

なりました。

○協議第29号

町、字の区域及び名称の取扱い

について(継続協議)

町、字の区域及び名称の取扱いについては、現在調整を委ねている合併関係5町議会議長会においても最終的な結論が出ておらず、なお5町間において引き続き慎重な審議が必要との意見が出され、継続協議となりました。

#### 協議第34号

#### 広聴広報の取扱いについて

広聴広報の取扱いについては、次のとおり確認されました。

- (1) 新市においても、広報紙を発行することとし、発行日は毎月15日、発行回数は年12回とする。
- (2) 新市において、ホームページを開設する。
- (3) 大川町、寒川町、長尾町の各無線テレビは、合併時に統合する。

ただし、チャンネルは現行のとおりとする。津田町、志度町への出張事業は、新市において実施する。

(4) 津田町の防災行政無線、志度町のオフネットワーク通信は、有線テレビの供用開始まで現行のとおりとする。

(5) 相談業務等については、新市において、現行の相談業務等が実施できるよう調整する。

#### 協議第35号

#### 都市計画の取扱いについて

都市計画の取扱いについては、次のとおり確認されました。

- (1) 都市計画区域については、現行のとおり引き継ぐものとする。
- (2) 都市計画審議会、公聴会については、新市において新たに設置する。

(3) 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。

(4) 宅地等開発指導要綱については、新市において新たに制定する。

#### 協議第36号

#### 上水道等の取扱いについて

上水道等の取扱いについては、次のとおり提案されましたが、5町間において引き続き慎重な審議が必要との意見が出され、継続協議となりました。

- (1) 水道事業会計は合併時に統一を図る。
- (2) 料金については、新市において速やかに基本計画を作成し、新市における上水道の事業認可を受けるまで、当面現行のとおりとする。ただし、財政計画等をもとに、負担の公平性の原則から適正な料金体系のあり方等について検討し、統一した料金を新市において定める。

(3) 給水区域については、現行のとおりとする。

(4) 負担金については、当面現行のとおりとし、適正な負担額のあり方等について新市において引き続き検討し統一を図る。

(5) 手数料については、竣工検査新設工事20mm以下1,500円、25mm以上3,000円、給水装置工事事業者指定10,000円、給水装置工事事業者指定変更1,000円、開始手数料20mm以下1,500円、25mm以上3,000円とする。

(6) 上水道施設整備協力金については、メーター口径13mm80,000円、20mm240,000円、30mm533,000円、40mm800,000円、50mm1,333,000円とする。

貸付借住宅開発協力金については、普通世帯を対象としたもの56,000円、単身入居を対象としたもの48,000円とする。

(7) 水道運営委員会については、新市において設置する。

(8) 簡易水道事業会計については、合併時に統一を図る。

(9) 簡易水道の水道料金及び手数料については、上水道に準じた料金とする。

(10) 簡易水道の給水区域及び負担金については、現行のとおりとする。



第9回合併協議会風景

#### 協議第37号

#### 公共下水道等の取扱いについて

公共下水道等の取扱いについては、次のとおり提案されましたが、5

町間において引き続き慎重な審議が必要との意見が出され、継続協議となりました。

(1) 公共下水道等の負担金等については、当面、現行のとおりとする。

ただし、負担の公平性の原則から適正な負担額のあり方等について、新市において引き続き検討する。

(2) 公共下水道等の使用料については、当面現行のとおりとする。

ただし、財政計画等をもとに、負担の公平性の原則から適正な料金体系のあり方等について検討し、統一した料金を新市において定める。

(3) 下水道排水設備工事については、新市において下水道排水設備指定工事店規則を定める。

(4) 合併処理浄化槽設置事業費の負担区分については、合併時に廃止する。ただし、管理事業の受託基準については、当面、現行のとおりとし、負担の公平性の原則から、適正な受託料のあり方等について、新市において引き続き検討する。

(5) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、新たな合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を定める。

(6) 水洗便所改造資金融資幹旋及び利子補給については、新たな水洗便所改造資金融資幹旋及び利子補給に関する規則を定める。

(7) 下水道事業基金については、新市において設置する。

(8) 下水道事業協力金については、新市において下水道の計画区域外からの下水道利用に係る取扱

い要綱を定める。

(9) 私道における下水道の取扱いについては、新市において私道における下水道敷設要綱を定める。

なお、協議第36号「上水道等の取扱いについて」及び協議第37号「公共下水道等の取扱いについて」は、住民生活に密接な関係のある内容であることから、連動させた調整を図ることが好ましいものと判断され、それぞれ継続協議となったものです。

#### 新規提案事項

##### 協議第38号

自治会・行政連絡機構の取扱いについて

##### 協議第39号

小中学校・幼稚園の通学区区域等の取扱いについて

##### 協議第40号

学校教育の取扱いについて

##### 協議第41号

学校給食の取扱いについて

※協議第38号・第41号については、合併関係5町における現状を報告し、次回の協議会で基本方針が確認できるよう、いったん持ち帰り検討していただくことが確認されました。

#### 次回合併協議会日程

##### 第9回協議会

議会は、12月25日(月)

に志度町で

開催すること

に決まりました。



## 第9回

## 合併協議会の結果

小中学校・幼稚園の通学  
通園区域は当面現行の  
とおりとなります

奨学金の額は  
水準の高い町の  
金額となります

これまで、継続協議となっていた協定項目の保健衛生の取扱い、町字の区域及び名称の取扱い、上水道等の取扱い及び公共下水道等の取扱いのほか、自治会・行政連絡機構の取扱い等、8件を協議。さらに、今回の協議会で協議される事務機構及び組織の取扱いなど5件を提案しました。

また、事務局より合併に関する経過報告として、分科会及び専門部会等の開催状況について、紹介が行われました。

次に、香川県市町振興課谷野課長から恒例となっている香川県内における合併に関する最近の動きについて、詳細な説明が行われました。

【協議事項】  
○協議第17号  
保健衛生の取扱いについて(継続協議)

保健衛生の取扱いに関する事項の内、継続協議となっていた火葬業務関係については、大川中部開発組合における地元住民の方々に理解を得るための慎重な調整が必要との意見が出され、前回に引き続き

継続協議となりました。

○協議第29号

町字の区域及び名称の取扱いについて(継続協議)

町字の区域及び名称の取扱いについては、これまで合併関係5町協議協議長会に調整を委ねてきましたが、今回の協議会において最終的な調整内容が報告され、次のとおり確認されました。

●字の区域は従前のとおりとする。

○町字の名称について

(1)津田町、大川町、寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。

例えば、「大川郡津田町津田○番地」は「さぬき市津田町津田○番地」になります。

(2)志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。

例えば、「大川郡志度町大字志度○番地」は「さぬき市志度○番地」になります。

(3)長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。

但し、字名「西」、「東」、「名」については、各々「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。

例えば、「大川郡長尾町西○番地」は「さぬき市長尾西○番地」になります。

また、「多和」については、「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。

例えば、「大川郡長尾町多和字相草上○番地」は「さぬき市多和相草上○番地」になります。

○協議第36号

上水道等の取扱いについて(継続協議)

上水道等の取扱いについては、次のとおり(前ページ掲載)提案されましたが、5町間において引き続き慎重な審議が必要との意見が出され、継続協議となりました。

○協議第37号

公共下水道等の取扱いについて(継続協議)

公共下水道等の取扱いについては、次のとおり(前ページ掲載)提案されましたが、5町間において引き続き慎重な審議が必要との意見が出され、継続協議となりました。

なお、協議第36号「上水道等の取扱い」及び協議第37号「公共下水道等の取扱い」については、前回の協議会に引き続き住民生活に密接な関係のある内容であることから、運動させた調整を図ることが好ましいものと判断され、それぞれ継続協議となったものです。

○協議第38号

自治会・行政連絡機構の取扱いについて

自治会・行政連絡機構の取扱いについては、次のとおり確認されました。

(1)自治会の区域、名称については現行のとおりとし、組織、役員等については、新市で要綱を定め統一を図る。

(2)自治会連合会については、各町に相違があるが、新市で組織する。

(3)行政配布物の配布方法は、現行のとおりとし、配布日は毎月15日とする。

○協議第39号

小中学校・幼稚園の通学区域等の取扱いについて

小中学校・幼稚園の通学区域等の取扱いについては、次のとおり確認されました。

○協議第40号

学校教育の取扱いについて

学校教育の取扱いについては、次のとおり確認されました。

(1)幼稚園：授業料及び入園料は現行のとおりとする。保育時間は、新市において統一して実施する。また、給食は現行のとおりとする。入園資格、定員及び学級数は当面現行のとおりとする。

但し、新市において検討を行う。授業料等減免並びに私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の基準により設定する。

(2)各種委員会等：心身障害児就学指導委員会、遠距離通学者等対策委員会は新市において新たに設置する。

(3)その他事業：奨学金制度については、水準の高い町の例により実施する。奨学金の額は、次のとおりとする。

【高等学校、高等専門学校】15,000円/月、貸付期間 5年以内

【大学、専修学校】37,000円/月、貸付期間 4年以内

○協議第41号

学校給食の取扱いについて  
学校給食の取扱いについては、次のとおり確認されました。

する。但し、新市において施設、給食費等の検討を行う。

(2)運営委員会：新市において新たに設置する。

【新規提案事項】  
○協議第42号  
事務機構及び組織の取扱いについて

○協議第43号

情報公開の取扱いについて

○協議第44号

同和对策の取扱いについて

○協議第45号

社会福祉協議会の取扱いについて

○協議第46号  
商工観光の取扱いについて  
※協議第42号、第46号については、合併関係5町における現状を報告し、今回の協議会で基本方針が確認できるよう、いったん持ち帰り検討していたことが確認されました。

【次回合併協議会日程】  
第10回協議会は、1月29日(月)に津田町で開催することに決まりました。

○合併協議会幹事会幹事の異動について  
平成13年1月1日より山田正利氏(津田町前助役)に代わって、堀井正和氏(津田町収入役)が合併協議会幹事会幹事に就かれています。



# 合併に関するQ&A

今回は、昨年実施しました合併に関する「住民アンケート調査」に寄せられた皆さんの貴重なご意見・ご質問に対して、Q&A(質疑応答)形式にてお答えいたします。

## 1 行政サービスの低下を心配する意見

Q 行政区域拡大によりきめ細かなサービスが低下しないか

A 合併に伴い、例えば住民生活に直結する部門の充実を図るなど、皆さんからの意見を集め易くするように行政組織を再編成します。また、出張所等の設置、CATV等を用いたサービスについても検討します。

Q 新市庁舎の位置により利用しにくくならないか

A 現在の町役場を分庁舎(支所)等として存続させ、これらを本庁とオンラインで結んで、合併以前と同じ窓口サービスができるように検討を行っています。なお、新市の当面の事務所は、平成12年12月に完成した志度町役場に置くことになっていきます。

Q 公共施設の統廃合により近くの学校、福祉、医療などの各施設が無くならないか

A 公共施設は広域的な観点から効果的、効率的な配置、統廃合が望まれます。これについては、施設の必要性や老朽度、位置、住民ニ

ズなどを参考にするとともに、交通体系の整備などによる利便性の向上を図りながら、新市において逐次推進します。

Q 行政手続きのたらい回しや複雑化にならないか

A 合併を契機に行われる行政組織の再編は、これまで非効率であった部分のスリム化や今後重要となる部署の強化を図るためのもので、今後皆さんのニーズに則し、利用しやすくする方向で検討を進めます。

2 地域格差の増大を懸念する意見

Q 各町のこれまでの力関係の差がそのまま各地域のまちづくりに影響しないか

A 現在検討している合併は、5町の対等合併です。合併協議会も5町から同数のメンバーが集まって構成されており、対等の立場で新市のあり方について検討しています。また、合併するには最終的にはそれぞれの議会での議決が必要なために、二方的に有利、不利が生じる場合には、合併そのものが成り立ち

ません。

Q 予算配分やサービスレベルの地域格差拡大につながらないか

A 新市のまちづくりは、地域全体の均衡ある発展を目指し、地域間のサービスレベル等の不均衡が生じない方向で検討を進めていきます。

Q 高齢者をはじめとする弱者や中山間地などへき地の切り捨てにならないか

A 新市の方向性について、基本的な方針を様々な観点から設定し、地域全体、すべての人にとりて望ましいものとなるように検討を進めていきます。



合併で夢が広がるまちづくり

3 合併に向けての行政の取り組み方に関する意見

Q 住民に合意を得ず合併ありきで検討する行政の姿勢に不満がある

A 今回の合併は、平成10年大川郡8町を対象とした住民発議に始まり、合併協議会設置に至る以前にも、各町の間において慎重な議論がなされて現在に至っています。住民アンケート調査では、反対意見や懸念を投げかける意見もあり

りましたが、今後も皆さんのご意見を聞きながら、合併に向けた検討を進めていきたいと考えています。

Q 合併のメリット、デメリットなど住民に対してもっと説明して欲しい

A 合併のメリット、デメリットについては、「合併協議会だより」等のパンフレットにおいてお知らせするとともに、合併協議会事務局やホームページにおいて、ご質問を伺う体制を整えています。

また、今後、説明会を開催して、より詳しい説明を行うことになっています。

Q 住民参加を取り入れた検討はできないか

A 皆さんからのご意見については、住民アンケート調査を整理して、その内容の把握に努め、新市に向けての検討に活かしています。更に、合併協議会事務局やホームページにおいても、ご意見ご提案を伺う体制を整えています。

なお、合併協議会には、識見者委員として、住民を代表した方々にも参画いただいて、ご意見を伺っています。

Q 合併を急ぎすぎではないか

A 今後進展する少子高齢化、地方分権の推進に対応するために、合併は重要な方策であり、できるだけ早急に対応することが望ましいと考えています。

4 合併後の行政運営に関する意見

Q 各町の方向性の違いをまとめ、意思統一が的確に図れるのか

## 住民説明会等の延期について

住民説明会につきましては、当初昨年の10月11月にかけて各町において開催する予定としていたが、もう少し合併協議が進んだ段階で、その協議状況や「新市建設計画(案)」の内容を詳細にご説明したいと考えていますので、本年2月以降に延期させていただきます。なお、合併講演会につきましては、住民説明会の開催時期と連動性のある事業であるという観点から、来年度に開催する予定で、現在検討中です。

今年度予定事業の開催時期延期で、住民の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

A 5町すべての町長とのヒアリングを行い、各町の施策の方向性や合併に向けた考え方を伺いました。現在、「このヒアリングを踏まえて、建設計画を策定しており、また随時各町の意見を伺いながら、調整を行っています。

Q 旧町単位の縄張り意識が残るのではない

A 現在、各町からのメンバーで構成される合併協議会において、市全体の将来像を考え、また各町の現状を見据えた上で、機能を分担した均衡あるまちづくりを検討しています。行政や商業の中心地の整備や公共施設の設置も併せて、できるだけ偏りが無いようにします。

Q これまで町別で検討されてきた重点施策は先送りされないか

A 各町で実施中の事業については、原則として合併後も引き続き実

## たくさんの方々が見に、 聞きにこられました。

### 合併協議会傍聴者数(第1回～第9回)

- 一般傍聴者(一般住民の方々です。) 67人(男57名・女10名)
- 一般傍聴者議会議員(合併関係5町の議会議員の皆さんです。) 48人(男33名・女15名)
- 報道関係(テレビ局や新聞社などの報道の方々です。) 76人  
※ただし、報道関係につきましては、代表者のみの数値としています。

### 合併協議会事務局視察研修者 (平成12年12月28日現在)

- 視察研修団体数 33団体
- 視察研修者総数 345人

なお、視察に来られた団体の都道府県別トップ3は、次のとおりです。

- 第1位 長崎県 5団体 46名
- 第2位 徳島県 4団体 45名
- 第3位 広島県 4団体 33名

### 合併協議会ホームページアクセス数 (平成12年12月28日現在)

1,668件

皆さん。これからもお気軽に合併協議会について垣間見てください。

Q これまでの各町の財産、借金などの取り扱いはどうなるのか  
A 5町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市へ引き継ぐことになっています。

Q 増税、施設使用料等の増額につながらないか  
A 市町村が扱う税金は、一部を除いては新市に移行しても税率などの変更はありません。公共施設の使用料及び手数料は、原則として現行のとおりとすることで確認されていますが、負担の公平性から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討することとなっています。

5 合併後のまちづくりに関する意見

Q 各町の特色の画一化、伝統や習慣・イベントの衰退につながらないか  
A 新市のまちづくりに当たっては、各町それぞれが有している特色を活かし、特色付けを更に強化していきたいと考えています。また、伝統的な行事や活動などの存続についても検討しています。

Q 開発行為等により田舎の良さや自然環境が破壊されないか  
A 本地域の豊かな自然環境は、今後の新市のまちづくりに活かすべき最も大きな特徴であると考えています。従って、まちづくりに当たっては、開発すべき土地と保全すべき区域とを区分し、自然環境との調和を図っていきます。

## 合併トピックス

### ● 新市の当面の庁舎となる志度町役場新庁舎完成 ●



平成12年12月23日(土)、志度町役場の新しい庁舎が完成し、町長をはじめ関係者約250名が出席して落成式が行われました。この庁舎は、第1回合併協議会で当面の新市の事務所にすることで、確認がなされているもので、1階から4階までが事務スペース、5階が倉庫となっており、庁舎の東側には会議室や車庫を配した附属棟を隣接しています。JR志度駅から北へ徒歩5分の位置にあります。

### ● 21世紀への道標となるために、町長・議長会議開催 ●



平成12年10月18日より月1回のペースで、合併関係5町長及び協議会議長の合同会議が開催されています。これまで町長会で調整を加えていた案件についても、協議会等による調整が実施することによって発生する複雑化した調整内容に、専門的かつ広い視野に立った判断を願って実施しています。この会議では、5町が共に手を携えて、素晴らしい「さぬき市」誕生に向けての議論が交わされています。

### ● 傍聴された皆さん、感想を聞かせてください。 ●

平成12年12月25日(月)、志度町で開催された第9回合併協議会で、傍聴に訪れた方々から協議会をご覧になってのご意見ご感想をお聞きするため、アンケートを実施しました。これは傍聴された方々の協議会に対する率直なご意見をお聞きし、住民の方々の観点に立った協議会に反映していこうとするもので、今後適宜実施していく予定です。



### ● 合併リレーシンポジウム開催される ●



平成12年10月25日(水)、香川県県民ホールで自治省及び香川県等の主催による「市町村合併をともに考えるリレーシンポジウムin香川」が開催され、平成11年4月に合併を果たした兵庫県篠山市助役らを迎えて、21世紀の市町村の展望や合併による新しいまちづくりに関する議論が展開されました。本協議会からは、小西会長(長尾町長)がパネリストとして参加しました。

## ちよっと寄り道やすらぎ夢回廊

## (町役場編)

◆夢で語っていた21世紀が、今現実のものとなって、自然の息吹を感じるかのように

躍動し始めました。◆目まぐるしい技術革新が続く、発見や発明の連続となった

## 津田町役場

(津田町津田138番地16)



昭和42年9月に建設され、平成6年の大規模な増改築を経て、現在に至つては、庁舎及び附属建築物を含めた総面積1,066㎡、鉄筋コンクリート造り2階建てで、1階には事務室、出張室及び出納室等、2階には議場及び会議室等を配している。庁舎南側には、中央公民館及び町民体育館も併設されており、津田駅北東に徒歩5分、各線「津田」の駅南側に位置している。

## 大川町役場

(大川町富田中2109番地)



昭和39年11月に建設され、昭和59年、平成元年、平成7年の増改築を経て、現在に至つては、総面積1,365㎡、鉄筋コンクリート造り2階建てで、1階には事務室、出張室及び出納室等、2階には議場、事務室及び会議室等を配し、庁舎北側には農村環境改善センターやCAITVセンターを併設している。奥野宮長尾大内線大川バス並松下車北へ徒歩3分の位置にある。

## 旧志度町役場

(志度町大字志度561番地)



昭和33年3月に総面積513㎡、鉄筋コンクリート造り2階建てで完成。昭和50年7月に591㎡の増築で部分を増築して現在に至っており、500㎡の中では最も古い庁舎となつてきた。敷地北側には、保健センターを併設しており、JR志度駅、志度志度駅から北へ徒歩3分、志度町の西側町内通り「」に位置している。今年からは、昨年12月に役場裏側海理立地内に完成した新庁舎へ業務が開始されている。

## 寒川町役場

(寒川町石田東甲931番地)



昭和49年9月に建設され、総面積1,100㎡、鉄筋コンクリート造り2階建てで、1階には事務室、出張室、出納室及び倉庫等、2階には議会関係の議事室及び事務室等を配しており、敷地内には中央公民館も併設されている。また、昭和51年12月には、庁舎の北側に事務所スペースを増築している。

## 長尾町役場

(長尾町東888番地5)



昭和52年3月に完成し、総面積2,705㎡、鉄筋コンクリート造り3階建てで、1階には事務室、出張室、出納室及び倉庫等、2階には事務室、出張室及び会議室等、3階には議場、事務室及び会議室等が配されている。近隣には、税務署及び農業安定所もある。利便性に富んだ、奥野宮長尾大内線と奥野宮長尾山ノ原が交差する地点に位置している。大川バス長尾学校前にある。

世紀を振り返りながら、新しい世紀ほど  
のようなどらマが私たちを待っているの  
でしょうか。◆年末から年始にかけて、日本  
列島はサッカー、ラグビー、駅伝等と新春  
にふさわしく清々しいスポーツシーズンが展  
開されましたが、スタンドでは違った光景  
も目に止まりました。◆国旗を持ったま  
ま身動きの許されない上級生の側には、  
汗を拭くだけの下級生がいました。身体

を壊してレギュラーには成れなかった上級  
生部員、しかしブレイクする下級生部員を  
見つめる目は優しい目でした。ピンチにな  
ると手を合わせ涙を流して懸命に折返る  
た選手のお母さん。その側には、お母さん  
を助ます優しい声がありました。そこに  
は、普段ふと忘れがちな優しさや思いやり  
が満ち溢れていました。◆そんな場面を  
見ていると心の底から「よし」と力が

漲ってくるのは私だけでしょか。◆正に  
世代を越えて、人と人が支え合っていける  
世紀にしていきたいものです。◆町役場  
出身、結婚、転出、転入等と様々な手続き  
の中で、人々の人生の大きな分岐となる場  
面を見届けてきた場所。◆今回は、合併  
協議が進む中で、新しく生まれ変わって地  
域の皆さんにめぐり合おうとしている「  
町」の「町役場」について紹介いたします。

## 合併協定項目

(平成12年12月25日現在)

- 印は基本方針が確認された項目
- 印は現在協議中の項目
- 印は今後協議する項目

## -基本的協定項目-

- 合併の方式に関する事
- 合併の期日に関する事
- 新市の名称に関する事
- 新市事務所の位置に関する事
- 財産及び債務の取扱いに関する事

## -合併特例法に規定されている協定項目-

- 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事
- 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事
- 地方税の取扱いに関する事
- 一般職の職員の身分の取扱いに関する事

## -その他必要協定項目-

- 特別職等の身分の取扱いに関する事
- 条例、規則等の取扱いに関する事
- 事務機構及び組織の取扱いに関する事
- 一部事務組合等の取扱いに関する事
- 使用料、手数料等の取扱いに関する事
- 公共的団体等の取扱いに関する事
- 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事
- 町、字の区域及び名称の取扱いに関する事
- 町の債行の取扱いに関する事
- 国民健康保険の取扱いに関する事
- 介護保険の取扱いに関する事
- 消防団の取扱いに関する事
- 各種事務事業の取扱いに関する事
  - 自治会・行政連絡機構の取扱い
  - 情報公開の取扱い
  - 防災関係の取扱い
  - 姉妹都市等の取扱い
  - 病院の取扱い
  - 納税関係の取扱い
  - 電算システムの取扱い
  - 広聴広報の取扱い
  - 各福祉制度の取扱い
  - 同和対策の取扱い
  - 社会福祉協議会の取扱い
  - じんあい処理の取扱い
  - 保健衛生の取扱い
  - 農林水産関係事業の取扱い
  - 商工観光の取扱い
  - 都市計画の取扱い
  - 建設関係事業の取扱い
  - 公営住宅の取扱い
  - 下水道等の取扱い
  - 公共下水道等の取扱い
  - 小中学校・幼稚園の通学区域等の取扱い
  - 学校教育の取扱い
  - 学校給食の取扱い
  - 社会教育の取扱い
  - 同和教育の取扱い
- 新市建設計画に関する事
- その他必要な事項に関する事

## ご意見をお待ちしています

合併協議会事務局では、皆さんからのご意見等をお待ちしています。

合併についてのお問い合わせやご意見ご提言等がございましたら、津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会事務局(〒769-2392 大川郡長尾町東888番地5 長尾町役場内 TEL0879-52-2948・FAX0879-52-2971)又は各町合併推進窓口まで、お寄せいただきますようお願いいたします。